

# 成年後見制度の申立費用助成のご案内

この制度は、成年後見制度の利用が必要な親族の後見開始等の申立てを行おうとする方が、所得や資産が少ないために、申立て費用を負担することができない場合に、申立手数料や鑑定費を助成するものです。

## 助成の内容

- ① 申立費用  
(申立手数料・郵便切手代・登記手数料)
- ② 鑑定費

## 助成の対象

後見開始等の審判請求を行う人(申立人)

## 助成の要件

次の①～③の要件すべてに該当していること。

- ①被後見人等(成年後見等をうけようとする本人)は、杉並区に住民登録があること。
- ②本人または親族の後見開始等の申立てであり、助成の申請者は申立人であること。
- ③申立人が一定の収入以下の方または生活保護受給者であること。

## 申請に必要な書類

- ①申請書
  - ②申立人の非課税証明書の写し、または生活保護受給者証の写し
  - ③通帳・預金証書の写し
  - ④被後見人等と申立人の関係のわかる戸籍謄本等の写し
- ※申請手続きの時に、家庭裁判所に提出する申立書類一式を確認させていただきます。

## 審判確定後

成年後見等の審判が確定後、家庭裁判所からの「後見開始等の審判書」謄本の写しを提出してください。

**問合せ先 公益社団法人杉並区成年後見センター**

電話：03-5397-1551/ F A X：03-5397-1555

住所：〒167-0032 杉並区天沼 3-19-16 ウェルファーム杉並 3階

## 申請から交付までの手続き

### 1. 相 談

成年後見センターへご相談ください。申立費用助成制度の説明を行ないます。

### 2. 申請書類の準備・申込み

助成申請書と必要書類を準備し、成年後見センターに提出してください。

### 3. 審 査

提出された書類をもとに審査を行います。  
審査の結果により、助成ができない場合もあります。

### 4. 助成の決定

申立人あてに、文書で通知（承認・不承認）いたします。

### 5. 上申書・委任状の作成

家庭裁判所に提出する申立書類について、成年後見センターで確認させていただきます。また、次の書類を作成させていただきます。

- ①上申書（申立費用を被後見人等に負担させる命令を家庭裁判所に求める書類）
- ②委任状（申立人が申立費用の支払いを成年後見センターに委任する書類。）

### 6. 申立費用の交付

後見等の申立日を決めていただきます。申立費用を切手、収入印紙、登記印紙でお渡しします。

### 7. 家庭裁判所へ申立て

家庭裁判所へ「申立書」に「上申書」を添付して申立てを行います。家庭裁判所から渡される「鑑定費の振込用紙」を成年後見センターに提出してください。

### 8. 鑑定費の振込

「鑑定費の振込用紙」により成年後見センターが家庭裁判所へ振込みます。

### 9. 鑑定費の振込報告

申立人は保管金提出書と振込用紙（控）を家庭裁判所に送ります。後日、家庭裁判所から鑑定費の受領書が送られてくるので、写しを成年後見センターに提出してください。

### 10. 審判確定

成年後見センターに「後見開始等の審判書謄本」（写）を提出してください。

※本人に申立費用を負担させる審判が決定した場合は、助成金を返還させていただきます。